

令和3年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 令和3年9月 7日

閉 会 令和3年9月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第4日（9月10日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 中川 悟 君  
議会事務局 次長 坂本 ゆかり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4番 柿崎 裕二 君  
5番 森 弘美 君

---

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第40号 令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第41号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定  
を求めるの件
- 第 3 議案第42号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件
- 第 4 議案第43号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件
- 第 5 議案第44号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求める  
の件
- 第 6 議案第45号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を  
求めるの件
- 第 7 議案第46号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案
- 第 8 議案第47号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1  
号）案
- 第 9 議案第48号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
案
- 第10 議案第49号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
案
- 第11 議案第50号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第12 議案第51号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
案
- 第13 発議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求

める意見書案

第14 議員派遣の件

第15 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時42分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 議案第40号 令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め  
るの件

日程第2 議案第41号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳  
出決算認定を求めるの件

日程第3 議案第42号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決  
算認定を求めるの件

日程第4 議案第43号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決  
算認定を求めるの件

日程第5 議案第44号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認  
定を求めるの件

日程第6 議案第45号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定を求めるの件

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第40号令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認  
定を求めるの件から、日程第6、議案第45号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算認定を求めるの件までの6案を一括議題といたします。

この6案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査され  
ましたので、その結果について委員長より報告を求めます。委員長。

○決算特別委員会委員長（久慈省悟君） おはようございます。

それでは、決算特別委員会の審査の結果についてご報告いたします。

去る9月7日、令和3年第3回定例会の初日に付託された議案第40号から議案第45号  
までの令和2年度各会計決算6案について、9月7日・8日の2日にわたり審査したと  
ころ、採決の結果、令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算外5案は多数をもって認定

すべきものと決定しましたことをご報告いたします。

○議長（木村 修君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第40号令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第41号令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第42号令和2年度蓬田村国民健康保特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第43号令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定い

たしました。

次に、議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第44号令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第45号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

日程第7 議案第46号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案

- 議長(木村 修君) 日程第7、議案第46号令和3年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長(小松生佳君) 議案第46号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案。

令和3年度蓬田村の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,067万8,000円とするものであります。

それでは、総務課関係、説明いたします。

歳入のほうです。まず、6ページ、お開きください。

2段目、10款1項1目地方交付税1節地方交付税として2,645万円を増額してございます。

次に、7ページ、お開きください。

2 段目、19 款 1 項 1 目繰越金 1 節繰越金、前年度繰越金として決算が確定しましたので、82 万 2,000 円を増額補正してございます。

それから、その下の 21 款 1 項 1 目 1 節の臨時財政対策債は 944 万 9,000 円を減額してございます。

次に、歳出です。8 ページ、お開きください。

8 ページの 2 款 1 項 10 目コミュニティバス運行費の 10 節需用費で修繕料 10 万円を増額補正してございます。コミュニティバスが走行距離が 24 万キロを超えて、大分走行しているようでございまして、修理代もかさんできているということで、10 万円を今のタイミングで補正してございます。

それから、その下の 16 目新庁舎等建設事業費ということで 59 万 2,000 円を増額してございます。内訳といたしましては、1 節の報酬といたしまして、庁舎建設設計等業務プロポーザル審査員報酬として 6 万 9,000 円、それから 8 節の旅費で費用弁償の分で 2 万 3,000 円を計上してございます。これはプロポーザルの審査をする前の委員を任命をいたしまして協議してもらうということで、専門家の大学教授とかという方を考えてございます。それで、弘前と八戸からの人を今考えてございまして、その人の分を計上してございます。

それから、12 節の委託料、庁舎建設設計等業務推進等委託料ということで 50 万円を上げておりますけれども、これは今後、庁舎の設計、建設に関する設計等の業務の中で委託する部分が発生するのを予想してございまして、50 万円取りあえず補正してございます。

次に、その下の 2 款 4 項選挙費の 2 目衆議院議員選挙費 17 節の備品購入費として投票所用備品購入費で 38 万 9,000 円、それから 3 目の蓬田村長選挙費として 14 節工事請負費ですけれども、期日前投票所用プレハブ小屋設置及び撤去の工事費として 63 万 7,000 円を計上してございます。これは今までは庁舎内の応接室というところで期日前投票をしておりましたけれども、今のコロナ禍の関係で 3 密を回避するということを考慮いたしまして、役場の出納室の前のほうの駐車場の一角を借りましてそこにプレハブをレンタルして、そこで期日前投票をしてもらうということで考えてございます。これは村長選も衆議院議員の選挙のときも使うために、期間は 2 か月を考えてございます。

次に、11 ページ、お開きください。

3 段目、9 款 1 項消防費の 2 目消防施設費で 10 節の需用費、これは修繕料の 16 万 5,000 円、これは防火水槽の機械センターのところにある部分ですけれども、蓋が地面

と同じ高さになってございまして、その蓋の部分を修理をするということで計上してございます。

それから、その下の14節の工事請負費で防火水槽改修工事費119万円、これは小学校のグラウンドに旧職員の、教師の住宅があったところ、今はバスの回転場の裏側になりますけれども、そのこのところにもともと防火水槽を造ってありました。そこから小学校通りの南側のほうの道路のほうに給水管を延ばす工事をして一旦造ったのですが、その管の部分と、それからつなぎ目の部分がどうも調子が悪いということで、防火水槽の水を100%吸えないということが分かりましたので、その部分を改修するため計上してございます。

それから、次の3目災害対策費の10節の需用費、防災訓練の消耗品等で30万円、それから17節の備品購入費として48万7,000円計上してございます。これは今、11月の14日に予定してございます避難訓練に係る経費として計上してございます。備品購入に関しては、ヘルメットの購入100個、それから各人の役割が分かるような形のベスト、メッシュのベストがあるのですけれども、それを160枚購入するというので計上してございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） それでは、健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。9ページをお開きください。

中段、3款1項1目社会福祉総務費10節需用費、蓬田村いきいき交流館修繕料として100万円を増額計上しております。村社会福祉協議会事務局がある建物ですが、現在、雨漏りとシロアリが発生していることへの対応予算となります。

次に、下段、3款2項4目保育所費22節償還金利子及び割引料85万9,000円を増額計上しております。

次のページ、10ページ目をお開きください。

上段、4款1項2目予防費22節償還金利子及び割引料23万円を増額計上しています。これらは過年度事業における返還金への対応予算となります。

その下、7目健康増進保健事業費12節委託料、健診情報連携システム整備事業委託料として286万円を増額計上しております。村健康管理システムで保有しているデータを国による情報提供ネットワークシステムへ情報連携するための委託料となります。現在、

健診等で得られた結果は各個人へ紙ベースでの提供となっておりますが、今回の改修により国によるマイポータルサイトからパソコン等で確認できることとなります。また、住民異動に伴う自治体間での情報連携についてもシステム上で可能となるものです。また、財源については、令和3年度に限り国庫3分の2の補助となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設課関係の主な項目について説明いたします。

歳出について説明いたします。10ページをお開きください。

下段、6款1項5目14節工事請負費、応急工事費50万円は、現在、当初予算の82.8%を執行見込みであるため、今後の工事に対応するために予算を追加いたしました。

その下、高根地区用排水路補修工事費129万円は、広瀬川の頭首工から広瀬地区の田んぼへ水を引いている水路が経年劣化により壊れたため、排水溝7メートルとL型擁壁7メートルを敷設する工事費を計上しております。

その下、西股沢用水路のり面改修工事費129万8,000円は、西股沢の頭首工から高根地区の田んぼへ水を引いている水路のり面が、長年の雨により徐々に徐々に洗掘され、水路が崩れるおそれがあるため、ふとんかご3段、合計14メートルを積んでのり面を保護する工事費を計上しております。

その下、18節負担金補助及び交付金、青森県土地改良事業団体連合会事業費割負担金32万4,000円は、蓬田第一地区経営体育成促進換地等調整事業の負担金を計上しております。

11ページをお開きください。

上段、8款2項1目14節工事請負費、村道舗装補修工事費238万円は、高根地区の蓬田整備から高根スクールバス停までの舗装補修工事費の予算が不足したため計上しております。

中段、8款4項1目10節需用費、修繕料30万円は、現在、当初予算の88.1%を執行済みであるため、今後の住宅の修繕に対応するために予算を追加いたしました。

その下、14節工事請負費、よもっと団地遊具整備工事費62万2,000円は、令和3年6月の行政懇談会において、ぐっと町会から鉄棒を設置してもらいたいと要望があったため、高さ1メートルと1.2メートルの鉄棒を設置する工事費を計上しております。

説明は以上です。



○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（木村伸一君） それでは、教育課関係のものについて説明をいたします。

11ページの歳出になります。

下段、10款4項3目ふるさと総合センター費10節需用費の修繕料40万円を計上してございます。内訳として、循環ポンプ修繕として28万3,000円、これは給油用の循環ポンプ1基と暖房用の循環ポンプ2基が老朽化により音が鳴ったり水漏れの状態にあるため、耐用年数も過ぎていることから修繕するものでございます。そして、FMバルブの修繕として11万7,000円、これは温泉のポンプ小屋の水を地下水槽に取り込むバルブが部品等の劣化により故障し、貯水槽が空になりトイレが一時使用できないという事案がありました。現在は応急的にバルブの部品を借りまして使用しておりますが、このFMバルブの交換のために計上してございます。これについても耐用年数は大体10年程度ということで、大分過ぎておりますので交換いたします。

その下、14節工事請負費579万3,000円、これについては機械室給水ポンプ等交換工事として計上してございます。このポンプはユニットとなっており、制御盤、インバーター、ポンプ、圧力タンクが一体となったもので、地下水槽からトイレに給水するためのものでございますが、ふるさと総合センターの構造上、3基のポンプで給水をしてございます。このポンプが現在1基故障して、現在は2基で給水している状態でございますが、耐用年数も大分過ぎており、ほかのポンプの故障も考えられること、また給水を制御する基盤も古く部品の交換もできないということでしたので、ユニット全体を交換する工事費として計上してございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 10ページ、お聞きください。

6款14節高根地区排水路補修工事費と、その下、西股沢用水路のり面改修工事費が計上されております。本来は改良区事業で執り行うべきものと考えますが、高根地区は改良区ではございません。ですから、村でこのように改修工事に至るといふふうに考えますけれども、受益者負担とかは発生しておるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 高根地区用排水路補修工事は住宅地を流れる水路で、家庭用排水も流れています。このままでは家が傾く危険性もありますので、村がやるべきだと

思います。西股沢用水路のり面改修工事は以前、村が用水確保のために造った水路と思われるので、これも村がやらざるを得ないと思います。ということで、負担金はゼロ円ということにしております。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 8ページをお開きください。

2款蓬田村長選挙費、計上されております。以前、ポスターの件で、掲示板を設置したほうが、関連で申し訳ございません、掲示板を造ったほうがいいという質問がございましたが、そのときには総務課長はたしか前向きに検討するというふうにおっしゃってくださった、そう記憶しておりますけれども、その後その件に関してはどのような進展があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 村長選挙の部分から、村の31か所でしたか、掲示板のほうで国政選挙とか県の選挙みたく候補者のポスターを貼るという形にしたいということで、前々からお話をしてございました。当初の予算ではもうその部分は見えておりますので、今回の選挙からはポスター掲示板、掲示場で31枚のポスターで済むということで、今の選挙はそういう形で行うようになっております。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 同じく8ページでございますけれども、総務費の16目の1節かな、庁舎建設設計等業務プロポーザル審査員報酬と、これは弘前、八戸というような話が出ましたので、これも恐らく大学の先生のことだと思っておりますけれども、審査員の人数というのは何人予定していますか。

○議長（木村 修君） 副村長。

○副村長（工藤洋一君） お答えします。

今プロポーザルについて事務サイドでいろいろ実施要領等を検討しているところでございまして、まだはっきりとは審査員の数等も役場内で決定しておりません。5人以上10人以内というふうな形では想定しております。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 10ページをお願いします。

10ページの13目新型コロナウイルスワクチン接種体制の残業手当、時間外手当のどこ

ろの質問になります。ここには30万円と計上されております。この新型ウイルスワクチンの接種に至りましては、蓬田郷沢診療所、またそこに従事されている看護師の方々、またそれに役場のその担当の職員のご努力があつて、蓬田村では接種が90%を超える接種率が達成されていると。また、2回目の接種された方に至っては、もう八十何%と達成率が上がっていると聞いております。これは本当に感謝しかありません。

それで、その中でこの時間外手当が30万円ということで計上されているわけですが、このコロナワクチン接種に従事された職員は何名ほどになりますか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 今のコロナワクチン事業に対しての職員が何名対応されたかという質問についてですが、健康福祉課及び住民課、総務課と、庁内で連携を取れる職員に対して一丸となって進めている事業であります。具体的に言うと、健康福祉課全員と、あとは介護部局、総務課部局の人数を合わせた、それぐらいの人数ということでお答えします。よろしいですか。

○議長（木村 修君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の説明どおり、じゃあそれに従事された健康福祉課の職員、またそれに協力してくれた方々の時間によって支払われた時間外手当ということで理解してよろしいわけですね。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 議員おっしゃられるとおりです。その割合としては、やはり担当者が主となりますけれども、それに付随して協力している職員に対しても時間外が発生した場合については、それらについて支給しているということです。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに、1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） この予算書と直接数字は出てきませんが、村長にお願いしたいのだけでも、昨日急にといいますか、米価の発表がありました。それで、前年から比べますと3,400円安いということで、ここの主力品種であるまっしぐらは8,000円だということでございますので、何とか農家の再生産のためにも村の支援をお願いすることと、それから県・国へ村から要望していただきたいということを、議題外だと言われればそれまでですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。一言村長からいただければありがたいのですけれども。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 昨日、これは青森県の全農県本部ということで発表でございますけれども、ほぼこの金額になるだろうということでございます。この米価の問題については、当初から食管法を改善なくして市場主義を取るということで、米価の乱高下というのは、これは予想されておったところであります。ただ、その制度をそういうふうにしたものは、村が行政責任を負ってやるというのは非常に私どもは違和感を感じるわけです。この制度を発動したやはり国というのはどういうふう to 責任を取るのかというのが、非常に大きな問題だろうと私はこう思っています。

村そのものがそれではその3,400円下がったものを何とかして補填してやろうやというような形には、ストレートにはならないだろうと。とすれば、今小鹿議員の質問にあったように、国・県に対してもこれは要望しながら、何とかその米、稲作中心の人方をやはり救援するというのですか、そういうふうにしていくことは大切だと思っていますので、ぜひ要望していきたいと、こう思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 11ページの9款の3目、先ほど避難訓練の備品の購入に当たり、ヘルメットを約100個、それから何というのですか、ベストみたいなものを、数を今は忘れましたが準備をしたいと。そのベストに関しては、その避難訓練の際に例えば何々係とか何々班とか、そういった班長というか指令を下す方に着てもらって誘導するとか、そういう意味合いは想像できるのですが、避難訓練に当たってヘルメット100個というのは、村内の避難訓練で100個というのは、全然村民の、住民の数には足りないわけでありまして、この100個を、どのように活用するために100個を購入予定なのでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今考えている予定といたしましては、あくまでも避難訓練で参加する方の部分で必要な数がそのぐらいではないかということで考えてございます。それで、10地区ありますので、各地区に10個ずつということで今のところは考えてございます。

また、今後も避難訓練等、実際災害に備えてということであれば、ヘルメットを例えば欲しいのであればそれを整備するという形で今後は考えていかなければいけないと考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第47号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第47号令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 議案第47号、令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度蓬田村の学校給食センター特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,858万5,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。

3款1項1目1節繰越金63万6,000円、決算確定におきまして繰越金の計上をしてございます。

次のページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費10節需用費の修繕料63万6,000円を小破修繕に充てるため計上してございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第48号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第48号令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第48号、令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,763万3,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

6款2項1目1節財政調整基金繰入金84万2,000円を計上しております。

その下、7款1項1目1節繰越金82万9,000円の減額としております。

その下、8款3項7目1節諸収入、雑入272万6,000円を計上しております。これは令和3年2月分の診療分の差額分として、今回国保連から返還があり計上したものでございます。

次のページ、6ページをお開き願います。歳出になります。

7款1項5目22節保険給付費等交付金償還金273万9,000円を計上しております。これ

は令和2年度の返還金でございます。過年度の確定予算により県に返還するための予算措置を講じたものです。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第49号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算  
(第2号)案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第49号令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議案第49号、令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)案。

令和3年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,001万7,000円とするものです。

5ページをお開きください。歳入になります。

上段、2款1項1目1節一般会計繰入金は、前年度の繰越金の確定に伴い、145万6,000円の減額を行ったものです。

下段、3款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、145万7,000円の増額

を行ったものです。

6 ページをお開きください。歳出になります。

1 款 1 項 1 目 10 節 需用費、消耗品 1,000 円を計上しております。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 7 名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 50 号 令和 3 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案

○議長（木村 修君） 日程第 11、議案第 50 号 令和 3 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第 50 号、令和 3 年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,303 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,595 万 4,000 円とするものでございます。

5 ページをお開き願います。歳入になります。

6 款 2 項 1 目 1 節 介護給付費準備基金繰入金 2,230 万 4,000 円を増額しております。

続きまして、7 款 1 項繰越金 72 万 8,000 円を増額しております。前年度繰越金となっております。

次のページ、6 ページをお開き願います。歳出になります。



5款1項2目22節償還金利息及び割引料2,289万7,000円については、過年度分の返還分として確定に伴い、予算措置を講じております。

その下、5款2項1目27節繰越金13万5,000円、過年度分の国庫・県の低所得者軽減分として一般会計へ繰り出す分としております。なお、令和2年度介護給付費や支援事業費の国庫分・県負担分の返還に伴い、繰越金、基金で調整を取った予算措置となっております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第51号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第51号令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第51号、令和3年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,193万7,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

4款1項繰越金12万円を増額しております。過年度分の精算として予算措置を講じて

おります。保険料の還付金となっております。

続きまして、次のページをお開き願います。歳出になります。

3款1項1目22節保険料還付金12万円を計上しております。一般財源となっております。主に死亡者等に支出するものとなっております。令和2年度の精算金として予算措置を取ったものでございます。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 発議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案

○議長（木村 修君） 日程第13、発議案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案を議題といたします。

提出者の柿崎裕二君より説明を求めます。

○4番（柿崎裕二君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見

込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的な同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡大する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（木村 修君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員各位に配付しております「議員派遣の件」に記載のとおり、派遣を要する各種会議、研修などについて、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は議員を派遣することに決定しました。

---

#### 日程第15 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第15、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 令和3年第3回蓬田村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、初めに去る8月9日から10日にかけて、下北地域を襲った豪雨によりまして、むつ市と風間浦村で橋の流出被害あるいは住宅の浸水被害が発生いたしました。被災されました皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、早期に復旧・復興されますことを願っております。

さて、今定例会におきましては、令和2年度蓬田村一般会計決算認定を含めて18件の議案を提案いたしましたところ、全議案につきまして原案どおり可決いただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの流行がまだ続いております。変異株ということで青森県では8月30日に危機対策本部会議というものを開催しまして、対処方針を発表したところでございます。我が村におきましても、これを基に対策本部会議を開催し、公共施設

の利用制限等、その対策を現在行っているところでございます。

また、昨日、予算の関連質問にもございましたけれども、昨日、全農県本部から生産者概算払い金の目安ということで米価の見込みが発表になりました。これによりますと、つがるロマンで8,200円、まっしぐらで8,000円ということでございまして、20年産米よりも3,400円下げたということでございます。下げ幅は過去最大ということで2年連続の引下げということでございます。

これに対しましては、やはり質問にもございましたように、国・県に対してこれらの対応をしっかりとやっていただくように要望してまいりたいと、また各市町村がどういう対策をしていくのかということで連携を取りながら、農家の皆さんに安心してこれからも稲作を進めていただけるように、何とか進めてまいりたいと、このように思っております。

何かと村民の皆様には激動の世界ということで大変心配されているところがあるかと思っておりますが、こういったコロナ、そういったものの協力をご理解いただきまして、皆様に安心して暮らせる村づくりというものを実現してまいりたいと、そのように思っております。

終わりになりますけれども、議員各位におかれましては、出来秋を迎えまして大変お忙しい日々を送られていると存じます。事故や健康に十分留意されましてご活躍くださるようにご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、令和3年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時44分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年11月15日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 柿 崎 裕 二

会議録署名議員 森 弘 美